配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)(○銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)(抄)(○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平
)(抄)(附則第六条関係) —————	(附則第五条関係)	(平成十三年法律第三十一号) (抄) —
29	28	

1
傍
線
103-
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

きものを定めるものとする。	目次 第一章・第一章の二 (略) 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四) 第三章 一部五条の二 (略) 第二条 国及び地方公共団体の責務) 100 100	改正案
きものを定めるものとする。 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都第二条の二 (略) (基本方針)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条) 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条) 第二条 国及び地方公共団体の責務) 10日 10日	現

第三条(略) (配偶者暴力相談支援センター) 第二章 配偶者暴力相談支援センター等	3~5 (略) 電子の (略) ここの (略) ここの (略) ここの (では、 1) (を) には、 2 (を) には、 2 (を) には、 3~5 (略) こうにおけるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被 (を) では、 1 (を) では、 2 (を) では、 2 (を) では、 2 (を) では、 3~5 (略) では、 2 (を) では、 3~5 (略) では、 2 (を) では、 3~5 (略) では、 3~5 (略) では、 3~5 (略) では、 4 (を) では、	・ す る 都 条 の 三 府	3・4 (略) 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実 一・二 (略) 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実 一・二 (略)
第三条 (略) (配偶者暴力相談支援センター) 第二章 配偶者暴力相談支援センター等	3~5 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設	- す る	3・4 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

3 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令でに必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容	者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する 「おり構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。 「おいて「関係機関等」という。)に 「おいて「関係機関等」という。)に 「おいる」という。)を組織するよ	た 又	とができる。	5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を員けた者若しくはその役員若しくは職
		(新設)	とができる。	5 (略) (新設)

第十条 第六条~第九条の二 第五条の四 第五条の三 5 要が 自由 関し必要な事項は、 当な理由がなく 供 定めるところにより、 た者に限る。 はならない。 (秘密保持義務) (以下この章におい (接近禁止命令等) (協議会の 協議会は、 第四章 第三章 意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。 あると認めるときは、 被害者 名誉若しくは財 定める事項) 協議会の事 前 第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必 以下この条並びに第十二条第 保護命令 被害者の保護 (配偶者 一条に定めるもののほ 協 7 協議会が定める。 議会の事務に関して知り得た秘密を漏らして (略) その旨を公表しなければならない。 産に対し害を加える旨を告知してする脅迫 からの 務に従事する者又は従事していた者は、 「身体に対する暴力等」という。 関係機関等に対し 身体に対する暴力又は生命、 カゝ 協議会の組織及び運営に 一項第三号及び第四号 資料又は情報の提)を受け 身体、 正 第十条 第六条~第九条の二 (新設) (新設) る脅迫 以下この章において同じ。 る脅迫をい (保護命令) 第三章 第四 被害者 (被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してす 章 、 う。 保護命令 被害者の保護 (配偶者 以下この章に (略 から の身体に対する暴力又は生命等に対す が お 配偶者からの身体に対する暴力 て同じ。 を受けた者に限る。

害者の る。 条第 場 する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとす 該 るおそれが大きいときは、 体に対する暴力等により を受けた後に、 につきまとい 配 合にあっては お 下この 偶者に対 ĺ١ 住居 項 て 同じ。 第二 項に (当該 号 から 被害者が離婚をし お 当該 又は被害者の住居 が 配偶者と共に生活 命 V 第四 7 令の効力が生じた日 配 同 配 ΰ 号までにおいて同じ。 偶者であった者。 偶 裁判 その生命又は心身に重大な危害を受け 者 そ 、配偶者 所 の他 は 又はその 0 勤務先その他その通常所 の場所にお 本拠としている住居を除く 被害者の申立てにより、 からの から 以下この条及び第十二 起算して一年間 婚姻が取り消された 身体に対する暴力等 からの更なる身 いて被害者の 被 身 当 在

げる事 被害者 が 生 該配 第一 離婚 る暴力 次の各号に 三号及び 受けるおそれが大きいときは、 同号において同じ。 偶者であっ た場合に 迫を受け に対する暴力 する脅迫を受けた者である場合にあ を受けた者である場合にあっては その 当 項 間偶者 該 をし、 活 0 項 生 配 が離婚をし、 第二号において同じ。 (配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、 本拠を共にする場合に限る。 については 第四号並びに第十八条第 あって 命又は身体に危害が加えられることを防止するため、 偶者であ た後に、 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅 掲げる事 た者から引き続き受ける身体に対する暴力。 又はその婚 (配偶者から は、 被害者が った者から 当 項 又はその により、 申立ての時におい を命ずるものとする。 該配偶者であ 姻が取り 離婚をし の生命等 引き続き受ける身体に対する暴力。 婚 裁判 その生命又は身体に重大な危害を (姻が取り消された場合にあっては により 消された場合にあっては、 は配偶者 項におい った者。 所 に対する脅迫を受けた後に、 っては配 又はそ は から 配偶者からの生命等に対 て被害者及び当該配偶 被害者の て同じ。 0 偶者から受ける身 0 ただし 以 下この 婚 更なる身体に対す 媚が取り 申立てにより 第一 条 に対 り消 被害者が 第十二条 一号に掲 当該配 同 され 項 第

当該配 号に まとい 命 お 令の 偶者と共に生活 て 効力が生じ 又は被害者の 同じ。 その た 住居 0 日 他の 本拠として から 起算 勤務先その 場所に L お 7 いる住居を除く。 い 六 他その て被害者の身辺につき 月 間 通常所在する場 被害者 以 0 下この 住居

2 での 接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日ま 申立てにより、 命ずるものとする。 命 令 前 間、 項 という。 の場合におい 被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを 当該配偶者に対し、 を発する裁判所又は発した裁判所は、 て、 同項の規定による命令 命令の効力が生じた日以後 (以 下 「接近禁止 被害者の 2

一~三 (略)

四 項 第二条第一 て「通信文等」 (電気通信 第 若しくは電子メー 電気通信を行うために必要な情報を含む。 電話をかけて何も告げず、 連続して、 号において同じ。 号に規定する電気通信をいう。 (電気通信事業法 電話をかけ、 という。 ルの送信等をすること。 をファクシミリ装置を用いて送信 文書を送付し、 の送信 又は緊急やむを得ない場合を除き (昭和五十九年法律第八十六号) 元 送信先、 以下この号及び第六 通信文その 以下この条におい 通信 日 時その他 他 の情報

所の付近をはいかいしてはならないこと。

効力が生じた日から起算して二月間

被害者と共に生

<u>_</u>|

命令の

をはいかいしてはならないこと。括の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近

令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、 令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命配の対が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一~三 (略)

若しくは電子メールを送信すること。 、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き

子メールを送信すること。間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの

五.

緊急やむを得ない場合を除き、

間に、

電話をかけ、

通信文等をファクシミリ装置を用いて送信

午後十時から午前六時までの

又は電子メー

ル

の送信等をすること。

六 • 七 (略)

八 得る状態に置き、 他 状態に置き、 じ。)に係る記 る情報処理の用に供されるものをいう。 ことができない方式で作られる記録であって、 (電子的方式 その . の 記録を送信し、 性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り その性的羞恥心を害する文書、 録媒体その他の物を送付し、 磁気的方式その他人の 又はその性的羞恥心を害する電磁的 若しくはその知り得る状態に置くこと。 知覚によっては認識 以下この号において同 図画、 若しくはその知り 電子計算機によ 電 記録その 磁的 得る 記録 す る

九 その承諾を得ないで、 その所持する位置情報記録・送信装置

(当該装置の位置に係る位置情報

(地理空間情報活用推進基本

る位置情報をいう。 送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。 (平成十九年法律第六十三号) 以下この号において同じ。 第 一条第 項第 を記録し、 号に規定す 以 下 又

この 信される当該位置 た位置情報記録・ 号及び次号において同じ。 情 送信装置を含む。 報記録 送信装置の)により記録され、 (同号に規定する行為がされ 位置に係る位置情報を 又は送

令で定める方法により 取得すること。

(新設

十 装置を取り 置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をする 物を交付することその他その移動に伴い その承諾を得ないで、 付けること、 その所持する物に位置情報記 位置情報 記 録 位置情報記 送信装置 を取り 録 · • 送信装 付けた 送信

こと。

六・七 略

八 物を送付し、 状態に置き、 その性的羞恥心を害する事項を告げ、 若しくはその 又はその性的羞恥心を害する文書、 知り得る状態に置くこと 若しくはその知 図画その がり得る 他の

(新設)

3 きは、 ことから被害者がその \mathcal{O} ことを余儀なくされることを防止するため必要があると認めると れ という。 接 申 戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情が 0 第 近 項 立てにより、 禁止 接近禁止 及び次項 項 0 と同 命令 場合に 命令を発する裁判 居しているときであって、 並 0 当該 効 おい びに第十二条第 力が生じた日から起算して一年を経過する て、 配 同居している子に関して配偶者と面 偶者に対 被害者 1がその į 所又は発した裁判所は、 一項第三号において単に 命令の 成 年に達しない 効力が生じた日以 子 会す 子 以 あ 下

3

ては る住 までの ること及び通 掲 就学する学校その他その 0 居を除っ ならないこと及び当 場 げ る行 間 所において当該子の 当該子 信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに 同 以下この 項 0 第五 住 居 号に掲げる行為にあっては 該 項において同じ。 (当該配偶者と共に生活の本拠としてい 通常 子に 身辺につきまとい、 対して 所在する場所の 前 項 第 配偶者が幼年の子を連 号 又は当該子の 付近をは 就学する学校その から 電 第 話 +1 被害者 -号まで をか カュ VI 住 け 居 後 Ź 日 た 日 常 お

他

命令の て単に な い 子 のとする。 該配 体に 者と面会することを余儀なくされることを防 の事情があることから被害者がその同居している子に関して配 が 辺につきまとい、 所又は発した裁判 幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその ると認めるときは、 ある場合に限 いて同じ。 所在する場所の付 第 危害が 偶者と共に生活の から起算して六月を経過する日まで 効力が生じた日以 項 「子」という。 (以下この項及び次項並びに第十二条第 本文に規定する場合におい ただし、 加えられることを る。 又は当 就学する学校その他 所 第 近をは 当 は、 該 本拠としている住居を除く。 項第 と同居しているときであって、 該子 子 後 被害者の が い 防 十五歳以上 カゝ 0 同号の規定による命令の効力が 号の規定による命令を発する裁 V 住居、 止するため 申立てにより、 してはならないことを命ずるも て、 就学する学校その他 の場所において当該子の 被害者がその成 であるときは、 0) 間 当 止するため必要が 当 該配偶者に対 コ該子の その 項第三号にお 以下この 生命 その 西己 年に達 住 偶者 文は そ 居 同 Ō 項 生 身 あ が 通

4 及び \mathcal{O} 同居している子及び配偶者と同 他 第 次項 0 被害者と社会生活におい 項 住居に押 並びに第十二条第一 本文に規定する場合にお し掛けて著しく粗野 項 て 居している者を除く。 密接な関 第四号に 文は て、 おい 配偶者が被害者の親 乱暴な言動を行ってい 係 を有する者 て 「親族等」とい 以下この (被害者 族 る 項

4

第

項の場合におい

て、

配偶者が被害者の親族その他被害者と

限

る。

をしては

なら

ないことを命ずるものとする。

ただし、

当

該

子

が

十五歳以上であるときは、

その同

意がある場合に限る。

押

掛けて著しく粗野

文は

乱暴な

言動を行っていることその

他

0)

に第十二条第一

項

第四号にお

· て

「親族等」という。

0)

住

居

12

子

· 及び

配偶者と同

居

している者を除く。

以下この項及び次項

並

び

社

会生

一活にお

1

て密

接な関

係を有する者

(被害者と同居し

てい

る

後、 5 事 に L 日 者の申立てにより、 ときは、 ることを余儀なくされることを防止するため必要があると認める ないことを命ずるものとする。 勤 おいて当該親族等の ている住居を除く。 までの 情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面 接近禁止 務先その 間、 接近禁止 他その 当該親族等の 命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する 命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 当 通常所在する場所の付近をはいかいしてはな 「該配偶者に対し、 身辺につきまとい、 以下この項におい 注居 (当該配偶者と共に生活の本拠と 命令の効力が生じた日 て同じ。 又は当該親族等の)その他の場 被害 [会す 住 居 以 所

じた日 る。 する場 居 身体に危害が加えられることを防止するため、 ことその他の \mathcal{O} 判 あると認めるときは、 偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要が つきまとい、 命令の 項において同じ。 所又は発した裁判所は、 **金**当 がの 該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 から起算して六月を経過する日までの間 効力が生じた日以 付近をは 又は当該親族等の住居 事情があることから被害者がその親族等に関 ļ, その 第 かいしてはならないことを命ずるものとす 後、 項 他の場所において当該親族等の身辺に 被害者の申立てにより、 第 同号の規定による命令の効力が 号の規定による命令を発する裁 勤務先その他その通常 当該配偶者に対 当該親族等の その生命又は 以 にして配 所在 下こ 生 住

5 (略)

6

各号の フ アクシミリ 項 V 第四 ず れ 、装置を用いて送信することを除く。 号及び第五 かに掲げる行為 号の (電話を 電子 メ かけること及び通信文等 1 ル 0 送信等」 をいう。 とは、 次の

達するために用 (平成十四年 電子メー ルをいう。 ル 法 その他のその受信をする者を特定して情報を伝 律 特定電子メー V > 第 5 れる電気通信 十六号) ル の送信 第 0) 一条第 送信を行うこと。 0 適正化等に関する法律 号に規定する電子メ

その 定めるものを用 前号に掲げるもの 他 0 情 報 通 い 信 て通信文等の送信を行うこと。 0 0 技 ほ 術を利用する方法であって、 カコ 電 子情 報 処 理 組 |織を使用する方法 閣 府令で

5 (略)

(新設)

(退去等命令)

第十条の二 生活の 月間) る。 者のみである場合において、 建 被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区 当該配偶者に対し、 た後に、 対する脅迫 のとする。 と及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるも けるおそれが大きいときは る暴力を受けることにより、 第二号及び第十八条第 あっては、 てする脅迫をいう。 **配** 物 一号に規定する区分建物をいう。 |偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け 以 (不動産登記法 本拠を共にする場合に限る。 下この条及び第十八条第 被害者が離婚をし、 被害者と共に生活の本拠としている住居から退去するこ ただし、 当該配偶者であった者。 被害者 (被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知 以下この章において同じ。 配配 申 命令の効力が生じた日から起算して二月間 (平成十六年法律第百二十三号) 立て 偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 項において同じ。)から更に身体に対す 0 時 その生命又は身体に重大な危害を受 又はその婚姻が取り消された場合に 被害者の申立てがあったときは、 裁判所は にお 項において同じ。 V 以下この条、 の所有者又は賃借人が被害 て被害者及び当該配偶者が 被害者の申立てにより、)を受けた者に限 第十二条第二項 第 が、 二条第二 配偶者 . 分

(新設

(管轄裁判所

(管轄裁判所

命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等

内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国

裁判所にもすることができる。
2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方

管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 (略)

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われ

退去等命令の申立ては、

た地

3

判

所にもすることができる。

| 申立人の住所又は居所の所在地

当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等

に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

よる命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなけれ第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定に

ばならない。

体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であっが取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻

手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないとき第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相

を管轄する地方裁判所にもすることができる。

2

前条第

項

 $\hat{\mathcal{O}}$

規定による命令の

申立ては、

次の

各号に掲げる地

は居

所

0

所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(略)

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命

に対する脅迫が行われた地

(新設)

次の各号に掲げる地を管轄する地方裁

(保護命令の申立て)

保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令 (以下「

面でしなければならない。

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受

け

た状況

た者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるものの きいと認めるに足りる申立ての時における事情 暴力等により、 生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大 にはか、 配偶者からの更なる身体に対する

ける事情 偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該 する場合にあっては、 第三項及び第四項において 三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にお 第十条第三項の規定による命令 被害者が当該同居している子に関して配 「三項命令」という。 (以下この号並びに第十七条)の申立てを

四• 五. (略)

2 ければならない。 退去等命令の申立 7 は 次に掲げる事項を記載した書面でしな

は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、 けた後に、 け けた状況を含む。 合であって、 た状況 った者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受 (当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受 被害者が離婚をし 当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又 又はその婚姻が取り消された場 当該配偶者で

を受けることにより 前号に掲げるもの 0) ほ 生命又は身体に重大な危害を受けるおそ カュ 配偶者から更に身体に対する暴力

> _ 等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴 と認めるに足りる申立ての時における事情 力により、 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい

とを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要 は、 があると認めるに足りる申立ての時における事情 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあって 被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会するこ

三

兀 Ŧi.

略

(新設)

三 イ| めた事実の有無及びその れが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情 二号に掲げる事項について相談し 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対 官署の名称 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属 事実があるときは 又は援助若しくは保護を求 次に掲げる事項 前

| 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

3 らニ 書面で公証人法 場合には、 号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した 前 まで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載が 項の書面 申立書には、 以下 (明治四十 「申立書」という。 第 項第 年法律第五十三号) 号から第四号まで又は前項第)に第一項第五号イか 第五十八条ノニ ない

第

項の認証を受けたものを添付しなければならない。

の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとするの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項まで

(保護命令事件の審理の方法)

2 二第一 号から第四号までに掲げる事項についての申立 た書面で公証人法 までに掲げる事項の記載がない 前項 の書面 項の認証を受けたものを添付しなければならない。 以下 (明治四 「申立書」という。) ·十一年法律第五十三号)第五十八条 場合には、 に同 申立書には、 人の供述を記載 頂第五号イからニ 同 項第

(迅速な裁判)

やかに裁判をするものとする。第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、

速

(保護命令事件の審理の方法)

(新設)	書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所(名元送達の大法)
	D た
	V)
	ない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を
	告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭し
	2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の
	の他相当と認める方法によってする。
	出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知そ
(新設)	第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼
	(期日の呼出し)
3 (略)	3 (略)
やかに応ずるものとする。	一又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速	ものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センタ
載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該	これに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める
保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記	、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及び
又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは	、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し
載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター	三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は
2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記	2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第
第十四条 (略)	第十四条 (略)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 人の 書類、 情報処理 する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 置を含む。 他 法令の規定にかかわらず、 又は裁判所書記官に対してするものを含む。 対してするもの るものとされているものであって、 て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等 (以下この条において「申立て等」という。) のうち、 電子情報処理組織 (T) 有体物をいう。 知覚によって認識することができる情報が記載された紙その 文書、 組織をいう。 以下この項及び第三 謄本、 保護命令に関する手続における申立てその他の申述 (当該裁判所の裁判長、 抄本、 次項及び第四項において同じ。 (裁判所の使用に係る電子計算機 を用いてすることができる。 最高裁判所規則で定めるところにより 正本、 「項において同じ。 副本、 最高裁判所の定める裁判所に 受命裁判官、 複本その他文字、 については と申立て等を 受託裁判官 をもってす (入出力装 当該申立 (書面、 図 当該 形等

(新設)

3| 2 係る電子計算機に備えられたファイル 規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、 書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の て等に関する法令の規定を適用する。 前項の 第 項の 規定によりされた申立て等については、 規定によりされた申立て等は、 0 記録がされた時 同 項の 当該申立て等を 裁判所の 当該申立 使用に 12 当

該裁判所に到達したものとみなす。

4により めるところにより ればならない。 の規定にかかわらず されているものについては、 記載することをいう。 第 署名等 項の場合において、 (署名、 氏 名又は名称を明らかにする措置を講じなけ 以下この項において同じ。 記名、 当該署名等に代えて、 当該申立て等に関する他の法令 当該申立て等をする者は、 押印その他氏名又は名称を書面等に 最高裁判所規則で定 をすることと 当該法令 0 規定

された情報の内容を書面に出力しなければならない。

ルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイ

6 当該申立て等に係る書類の 令の規定による事件の 本若しくは抄本の交付は 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によりされた申立て等に係るこの法律その他 記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、 送達又は送付も 前項の書面をもってするものとする。 同 一様とする。 の 謄 法

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 (略)

2

3

(略)

4 実が セ イ からニまで又は同条第 ンター 保護命令を発した場合において、 あ ŋ, の職員に対し相談し、 カュ つ、 申 立書に当該事実に係る第十二条第一 二項第 又は援助若しくは保護を求めた事 三号イからニまでに掲げる事項 申立人が配偶者暴力相 項第五号 談支援 $\hat{\mathcal{O}}$

(保護命令の申立てについての決定等

2 · 3 (略)

4 実が セ イからニまでに掲げる事項の ンター 保護命令を発した場合におい あ ŋ, の職員に対し相談し、 カュ つ、 申立書に当該事実に係る第十二条第一 記載があるときは、 又は援助若しくは保護を求めた事 て、 申立 人が配偶者暴力相談支援 裁判所書記官は 項第五 号

に対し相談し、 談支援センターが二以上ある場合にあっては、 相談支援センター た旨及びその内容を、 記載があるときは、 又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い (当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相 裁判所書記官は、 当該申立書に名称が記載された配偶者暴力 の長に通知するものとする。 速やかに、 申立人がその職 保護命令を発し 配 員

偶

者暴力相談支援センター)

5 略

(即時抗告)

第十六条

(略)

2 3 略)

4 ば ているときは、 11 ならない。 て、 前 項 第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せら (の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合にお 裁 判 所は、 当 「該命令の 効力の停止をも命じなけ ħ ħ

5 (略)

6 二項 抗告裁判所は、 抗 つから 告裁判所が 第四項までの規定による命令が発せられているときは 当 接近禁止 該命 令をも取り消さなければならない。 命令を取り消す場合において、 第十条第

7 8 略

(保護命令の取

消

Ü

護を求めた日時が最も遅い 通 あ 称が記載された配偶者暴力相談支援センター 名称が記載された配偶者暴力相談支援センター いっては、 速やかに、 知するものとする。 申立人がその職 保護命令を発した旨及びその内容を、 配偶者暴力相談支援センター)の長に 員に対し相談 又は援助若しくは保 が二以上ある場合に (当該申立書に名 当該申立 書に

略

5

第十六条 (略)

即時

抗告)

2 3 略)

4 による命令が発せられているときは、 0 \mathcal{O} 停止 停 前 止 項 をも命じなければならない。 を命ずる場合において、 の規定により第十条第 同条第一 項 第 号の規定による命令の効力 裁 一項から第四項までの規定 判 所 は、 当 「該命令の 効力

5 略

6 場合において、 れ せられているときは、 抗告裁 ば ならない。 戦判所が 第十条 同 条第一 抗告裁判 第 一項から 項 第 第四項 所は 号の規定による命令を取 当該命令をも取り消さなけ までの規定による命令が り消 発

7 8 略

(保護命令の 取消し)

新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 「一方面では、第十条第一項第一号の規定による命令が効力を生じた日から起算してによる命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算してによる命令にあっては当該命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令をした裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 新設) 「一方面では、第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合についる。 「一方面では、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。 新設) 新設) 「一方面では、当該保護命令を取り消す場合についる。」 「一方面では、当該保護命令を取り消さなけれて、これらの命令を取り消さなけれて、これらの命令を取り消さなけれて、これらの命令を取り消さなけれて、当該保護命令を取り消さなけれて、当該保護命令を取り消さなけれて、「一方面では、「一面では
--

0

での場合について準用する。 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項ま

(退去等命令の再度の申立て)

第十八 等命令を発しないことができる 偶 があると認めるべき事情があるときに限り、 t 了することができないことその他 により当 転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない ときは、 迫と同 の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅 者の のとする。 生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、 裁判所 「該発せら の事実を理由とする退去等命令の 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令 ただし、 は、 れた命令の期間までに当該住居からの転居を完 配 当 偶者と共に生活の本拠としている住居から 該退去等命令を発することにより当該配 の退去等命令を再度発する必要 再度の申立てがあっ 退去等命令を発する 当該退去 事 た 曲

2 三項 項及び 事情に」 とあるの て は、 前 单 項 第十八条第 同条第二項各号列記以外の部分中 Ø とする 事 申立てをする場合における第十二条の規定の適用につい は 項に」 事 項 とあ 及び第十八条第 項本文の る \mathcal{O} は 事情」 事 項 と 項本文の事情に」 並びに第十八条第一 同 「事項」 項 第三 一号中 とあるの ٢ 事 項本文の は 同 項 条第 Ê 事

2

て準用する。 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合につい

3

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 より当 当該命令を発するものとする。 令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限 転居を完了することができないことその他 が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居 めに帰することのできない 生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその る命令の は生命等に対する脅迫と同一 当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又 当該 一該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは 命令を発しないことができる。 再度の申立てがあったときは、 第十条第 項 第 一号の規定による命令が発せられた後に 事 由により当該発せられた命令の \mathcal{O} ただし、 事実を理由とする同号の規定によ 当該命令を発することに 裁 判所は、 の同号の規定による命 配偶者と共に いらのの 効力

本文の あるの 第一項 るの ては、 前 は 項 本文の 事 同 の申立てをする場合における第十二条の規定の適 は 第一 情 条第 第 事 号、 情 項各号列記以 号 同条第 第 及び第 と 号 及び 同 項 号に掲げる事項 項 外の 第五号中 第五号に掲げる事 中 部分中 同 項第 前各号に掲げる事項 「次に掲げる事項」 号 並 から びに第十八条第 項 第四号までに掲 並びに第十八 用 に 0 _ と 項

第二十条

削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 項、 第 五 章第四 表の 第九十二条の二 平成八年法律第百九号) 関する手続に関しては、 二条の二 十一条第二項、 第二 上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は 第百六十条第 項及び第六項 節第三 百十五条第一 の 規定を除く。 この法律に特別の定めがある場合を除き、 款、 第 第九十 第百十 項 項 項 第百三十三条の三第三 条の二、 第 第 その性質に反しない限り、 第百八十五条第二 第九十四条、 を準用する。 条 一百二十七条第二項並びに第二百三十 編から第四編までの規定 第 第九十二条第九項及び第十項、 編第七章、 第百条第 この場合において、 項 項 第百五十一条第三 第二百五条第二項 第百三十三条の二 二項 民事訴訟法 保護命令に 第一 (同法第七 編第五 それ 次の

> に第十八条第一項本文の事情」とする げる事項」とあるのは 「同項: 第 号及び第 一号に掲げる事項並 び

(法務 事 務官による宣誓認証)

第二十条 場合には、 公証 規定により読み替えて適用する場合を含む。 支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項 一人がい 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に 法務大臣は、 ない場合又は公証人がその職務を行うことができない 当該法務局若しくは地方法務局又はその (第十八条第二項 の認証を行わせる \mathcal{O}

(民事訴訟法の準用)

ことができる。

第二十一条 関する手続に関しては、 平成八年法律第百九号) この法律に特 の規定を準用する。 その性質に反しない 別の定めがある場合を除き、 限 ŋ 民事訴訟法 保護命令に

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第百十三条	第百十二条第一	項 第 百十二条第一
第百十一条の規定による	記載又は記録	書類又は電磁的記録	開始した	開始した開始した
裁判所書記官が 送達すべき書類 でも送達を受け るべき者に交付	記載	書類	当該掲示を始め	裁判所書記官が を保管し、いつ でも送達を受け すべき旨の裁判 所の掲示場への あがわめた

項 第 百 六 十 条 第 一	第百五十一条第 二項及び第二百 二項及び第二百			第百三十三条の	
最高裁判所規則で定めるをころにより、電子調書ところにより、電子調書を記り、電子調書を記り、電子調書を記り、電子調書を記り、電子調書を記り、電子調書を過等の記録及び公証を	微を使用する方法で定める電子情報処理組	的記録の記録その他こ又は電磁的記録その他こ	当該書面又は電磁的記録	た書面又は電磁的記録記載され、又は記録され	
調書	方法	する書面	当該書面	記載された書面	期示を始めた 所の掲示場への がある

第二項第二六十条の二	第一項第一六十条の二		項 第百六十条第四	第百六十条第三	
してその旨をファイルに記録	子調書の内容ではよりが条第二項の規定により	当該電子調書	書イルに記録された電子調第二項の規定によりファ	の内容にが見る。これに記録された電子調書が項の規定によりファイ	世の法令の規定により裁判所書記官が作成する電 一
調書を作成して	調書の記載	当該調書	調書	調書の記載につ	

第二十八条の二 活の本拠を共にする交際 第四項 第二 四項 第二 第二百六十 第二 項 (この法律の準用) の三第二項 百三十一 百十五条第 百五条第三 条 条 第二条及び第一 事項又は前項の規定によ 事項又は第二項の規定に 電子調書 る 若しくは送付し、 りファイルに記録された 記 子情報処理組織を使用す 高裁判所規則で定める電 録媒体に記録された事項 た事項若しくは同項の記 よりファイルに記録され 媒体に記録された事項 事項若しくは同項の記録 録しなければ (婚姻関係における共同生活に類する共 章の二から前章までの規定は、 又は最 事項 事項 調書 又は送付する 記載しなければ 生

(この法律の準用)

活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生

当該関 に読 中 係者からの暴力」と読み替えるほか、 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 を受けた者について準用する。 から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力 (同条を除く。 暴力 同 者が当該関係を解消 生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手から み替えるものとする。 ・表の中欄に掲げる字句は、 !係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、 (当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、 中 「配偶者からの暴力」とあるのは、 した場合にあっては、 この場合において、これらの規定 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 次の表の上欄に掲げる規定 当該関係にあった者 「特定関 そ

第六条第 第 一条 項 配偶者 配偶者又は配 被害者 [偶 特定関係者又は特定関 う。 第 る関係にある相手 被害者 「特定関係者」という。 0) 暴力を受けた者を 十八条の二に規定す 以 下同じ。 特 定関 係 (以 下 者 係 カ

> 当該関 の暴力 掲げる規定中 関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、 中 から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力 同生活を営んでいないものを除く。 掲げる字句に読み替えるものとする。 を受けた者について準用する。 の者が当該関係を解消した場合にあっては、 「配偶者からの暴力」とあるのは 「係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、 (当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、 一同表の中欄に掲げる字句は、 この場合において、これらの規定)をする関係にある相 「第二十八条の二に規定する それぞれ同表の下欄に 当該関係にあった者 次の表の上 手 一欄に カュ そ

第六条第一項		第 二 条
配偶者又は配偶	被 害 者	(新 設)
同条に規定する関係にあ	被害者(第二十八条の二 に規定する関係にある相 をいう。以下同じ。)	(新設)

					二項第一号
					項第一号及び第
	消された場合			消された場合	に第十二条第一
る関係を解消した場合	その婚姻が取り		る関係を解消した場合	その婚姻が取り	第十条の二並び
第二十八条の二に規定す	離婚をし、又は	第十条第一項	第二十八条の二に規定す	離婚をし、又は	第十条第一項、
					第一項
					並びに第十八条
					一号及び第二号
					並びに第二項第
		一項			から第四号まで
		及び第十八条第			条第一項第一号
		から第四号まで			第二号、第十二
		条第一項第一号			二号及び第三項
		第二号、第十二			十一条第二項第
		第十一条第二項			第十条の二、第
る関係にある相手		ら第四項まで、			ら第四項まで、
第二十八条の二に規定す	配偶者	第十条第一項か	特定関係者	配偶者	第十条第一項か
た 者					
る関係にある相手であっ					
る相手又は同条に規定す	者であった者		者であった者	者であった者	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-		- :	_

第六章 罰 則

第二十九条 三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は 項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。 (前条において読み替えて準用する第十条第 第 第二十九条

保護命令

二百 万円以下の罰金に処する。

· 条 第三 一条第五項又は第五条の三 の規定に違反して秘密を漏

年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する

らした者は

第三十一条 二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。 定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二 いて虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は において読み替えて準用する第十二条第一 第十二条第一項若しくは第二項)の規定により記載すべき事項につ 項若しくは第二項 (第十八条第二項の規 (第

万円以下の過料に処する。

(新設)

する。

)に違反した者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

次条において同じ

項から第四項までの規定によるものを含む。

保護命令

(前条において読み替えて準用する第十条第

第六章

罰則

第三十条 り保護命令の申立てをした者は、 規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書によ て適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替え て準用する第十二条第一 十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替 項 (第二十八条の二において準用する第 十万円以下 の過料に処する。 <u>)</u> え

(傍線部分は改正部:		
(改正部分)		

2~5 (略)	2~5 (略)
十七・十八 (略)	十七・十八 (略)
	ない者
命令を受けた日から起算して三年を経過していない者	含む。)による命令を受けた日から起算して三年を経過してい
十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)による	規定(同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を
(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定(同法第二	(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項又は第十条の二の
- 十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
一~十五 (略)	一~十五 (略)
をしてはならない。	をしてはならない。
、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可	、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可
若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり	若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり
うとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書	うとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書
第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けよ	第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けよ
(許可の基準)	(許可の基準)
現	改正案

											Ι		 別 =	
									六	_	<u> </u>	項	別表第一	
る申立て、配偶者からの暴力	の見言にこり送削さやよる申立て、非訟事件	条第一項若しくは第二項の規	二百六条第一項又は第二百七	執行法第二百五条第一項、第	項の規定による申立て、民事	条第五項又は第三十五条第一	第四項、第二十条、第二十三	項から第五項まで、第十九条	十六条第三項、第十七条第二	イ 仲裁法第十二条第二項、第	一五の二(略)	上欄	(第三条、第四条関係)	改正
										千円		下欄		案
												_	別	
									六	_	<u> </u>	項	別表第一	
る申立て、配偶者からの暴力を対象により裁判をある。	去)見言ここ)戈川ごぐによる申立て、非訟事件	条第一項若しくは第二項の規	二百六条第一項又は第二百七	執行法第二百五条第一項、第	項の規定による申立て、民事	条第五項又は第三十五条第一	第四項、第二十条、第二十三	項から第五項まで、第十九条	十六条第三項、第十七条第二	イ 仲裁法第十二条第二項、第	一五の二(略)	上欄	(第三条、第四条関係)	現
										千円		下欄		行

一六の二 (略)	口 (略)	申立てを除く。)	及びこの表の他の項に掲げる	条第二項の規定による申立て	一項若しくは第三項又は第十	が開始されるもの(第九条第一	る申立てで、基本となる手続	その他の裁判所の裁判を求め	関する法律第十三条の申立て	めの民事の裁判手続の特例に	的被害等の集団的な回復のた	による申立て、消費者の財産	律第百二十二条第一項の規定	関する条約の実施に関する法	な子の奪取の民事上の側面に	の規定による申立て、国際的	ら第四項まで又は第十条の二	第三十一号)第十条第一項か	関する法律(平成十三年法律)	の防止及で被害者の保護等に
	口 (略)		の項に掲げる申立てを除く。	による申立て及びこの表の他	三項又は第十条第二項の規定	の(第九条第一項若しくは第	本となる手続が開始されるも	の裁判を求める申立てで、基	三条の申立てその他の裁判所	手続の特例に関する法律第十	的な回復のための民事の裁判	消費者の財産的被害等の集団	第一項の規定による申立て、	施に関する法律第百二十二条	事上の側面に関する条約の実	立て、国際的な子の奪取の民	ら第四項までの規定による申	第三十一号)第十条第一項か	関する法律(平成十三年法律	の防止及ひ被害者の保護等に

七

ホ イ~ニ 略

 \mathcal{O} 規定による担 破産法第百八十六条第 保権消滅の許

項

五. 百 핅

七

ホ

イ〜ニ 略

 \mathcal{O} 規定による担保権消 破産法第百八十六条第

項

申立て、 同 法第百九 滅の 十 二 許

可

 \mathcal{O}

条第三項の規定による商事 権消滅の許 の申立て、 留 同

置

可

法

第

定による免責許可 二百四十八条第一項の規 \mathcal{O} 申立て若

しくは同法第二百五十六条第 Ó 規定による復権の申立

項の規定による担 民事再生法第百四 保権消 十八 条

法 許 可 の規定による執行停 の申立 て、 行政 事 伴 止

の決定の 義務付け若しくは仮 取 消し Ō 申立 \mathcal{O} 決定の

取消

しの申立て若しく

訴

訟

滅

0

第

て、

項

差 止

めの決定の

取消しの申立

は仮の義務付け若しくは仮

て、

労働組

合法

(昭和二十

兀

て、

労働組合法

(昭和二十

贞

差

止

め

は

仮

 \tilde{O}

法律第十六条第三項若しくは

及び被害者の

保

護等に関

する

及び

被害者の保護等に関

する

法律第十六条第三項若しくは

七条の二十の規定による申立

配偶者からの暴力の防

年法律第百七十四号) 第二十

訴訟法

の規定による執

行停

止

決定の取消

しの申立て若しく

滅の

許

可

の申立て、

行政事件

第

項

の規定による担

保

権消

て、

民事再生法第百四十八

条

しくは同法第二百五十六条第

項の規定による復権の申

定による免責許可

 \mathcal{O}

申立て

若

法第二百四

十八条第一項

の規

置権消滅

0 許可

. О

申立て、

同

条第三項の規定による商事

留

可

 \mathcal{O}

申立て、

同

法第百九

十 二

年法律第百七十四号) 第二十 条の二十の規定による申立 配偶者からの暴力の防止

七

五. 百 円

- 31 -

申立て、 \mathcal{O} 条の二の三第一項、第百 三十九条第一項の規定による 平 求める申立て、 若しくは続行を命ずる裁判 第 特定調停に関する法律第七条 0 借家法第四 項の規定による申立て、 第十七条第一 \mathcal{O} 年法律第百二十一号) による民事執行の手続の停 債務等の調整の促進のため 11 L 労働審判法第四条第一項ただ ことの許可を求める申立て、 い者を手続代理人に選任する し書の規定による弁護士でな 四第一 成十五年法律第百九号) 許可を求める申立て、特定 者を代理人に選任すること 書の規定による弁護士でな 五. 一第 項若しくは第二項の規 特許法 項若しくは第百 項 の規定による申 十四条第一項ただ 項 人事訴訟法 若しくは第三 (昭和三十 第百 借 Т. 五. 第 兀 定 \mathcal{O} 止 地

条第一 項、 第二 第百九号) 人事 命ずる裁判を求める申立て、 促 申立て、 選任することの許可を求める める申立て、 申立て、借地借家法第四 第十七条第 定による申立て、 \mathcal{O} る法律第七条第一 る弁護士でない者を代理人に 条第一項ただし書の規定によ 人に選任することの許可を求 る弁護士でない者を手続代理 くは第百五条の五第一 号) 昭和三十四年法律第百二十 規定による申立て、特許法 手 進のための特定調停に関 訴訟法 第百五条の四第一項若し ・続の停止若しくは続行を 項の規定による民事執 第百五条の二の三第 項ただし書の規定によ 特定債務等の調整の 第三十九条第一項 (平成十五年法律 労働審判法第四 項の規定による 項若しくは 著作権法 項 干四 \hat{o} 規

種苗法 二号) る法律 条第 第 立て、 よる申立て又は家畜遺伝資源 三号)第四十条第一項若しく 第 独占の禁止及び公正取引の確 項の規定による申立て、 五. る申立て は第十二条第一項の規定によ は第四十一条第一項の規定に 年法律第五十四号) 第八十一 保に関する法律 条の七第一 の六第一項若しくは第百 法律第四十八号) 第百 に係る不正競争の防止に関 年法律第四十七号) 第十条 項の規定による申立て、 著作権 項若しくは第十一条第一 第十一条第 項若しくは第八十二条 不正競争防止法 (令和二年法律第二十 (平成十年法律第八十 略 項の規定による申 法 (昭 (昭和二十二 和 一項若しく 匹 十四四 十五. 平成 私的 一 一 四 年

防止法 七号) 項 第 年 \mathcal{O} 家畜遺伝資源に係る不正競争 第 年法律第八十三号) 第四十条 よる申立て、種苗法 申立て、 第十一条第一項の規定による 規定による申立て、 < 昭 は第八十二条第一項の規定に 公正取引の確保に関する法律 《昭和二十二年法律第五十四 第百 和四 0 法律第二十二号) 第十一条 防 項の規定による申立て又は は 規定による申立て 項若しくは第十二条第 止に関する法律 項若しくは第四十一条第 第八十一条第一項若しく 第百十四条の 十五 第十条第一項若しくは + (平成五年法律第四十 私的独占の禁止及び -四条の六第一項若 年法 律第四 七第一 不正競 (令和二 (平成十 十八号 項 \mathcal{O}

・ト (略

